

意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

1. 条例素案全般に関する意見 2,574件 (大人861件、子ども1,713件)

ア) 条例の必要性等に関する意見 982件 (大人428件、子ども554件)

	意見の概要	札幌市の考え方
1	条例を作る必要性があるとは思えない。(大人6件、子ども17件)	<p>子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくために欠かせない子どもの権利の保障を進めるために、条例の制定が必要であると考えています。この条例は、札幌の現状に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにすると同時に、その権利を保障していく仕組みを規定するものです。自治体の法である条例の制定によって、子どもの権利についての認識が市全体に広がり、子どもの権利の保障に関する取組を、総合的かつ効果的に進めることができると考えています。</p>
2	子どもの権利ばかりを保障しても、子どものためになるとは思えない。(大人5件)	
3	今まで言われてきたことと変わりなく、条例を作っても無駄だと思う。(子ども28件)	
4	市が条例を制定しなければならないほど、子どもに対して無関心であったとは思えない。「子どもに対して気をつけています。」という、うわべの言葉を並べただけのものにしか思えない。(子ども2件)	
5	どの項目も当たり前のことであり、個々が気をつければ良いだけのことである。(子ども2件)	
6	条例を制定しなければ、子どもの権利は保障されないのか。その前にやるべきことがあるのではないのか。(大人2件、子ども4件)	
7	子どもを、条例によって守ろうというのは、よい社会だとは思えない。(大人4件)	
8	努力規定ばかりで、何ら実効性がない。あえて制定は不要。(大人3件)	
9	なぜ条例なのかが理解できない。条例化しなければ、救済制度を速やかに設けることができないのか。条例化していない現状は、自立していない状態なのか。実感として理解できない。(大人1件)	
10	憲法、教育基本法、児童福祉法等既存の法律、条約、条例を十分に理解し運用することで、子どもの権利は守られる。(大人9件)	<p>子どもの権利条約に定められている子どもの権利、日本国憲法に定められている基本的人権等について、その保障を進めるための基本的な枠組みを、札幌の実情に基づいて明らかにするために、条例を制定するものです。このことは、地方分権、地方自治の考え方にもかなうものであると考えています。</p>
11	国自体が条約に伴う特別な立法措置を取っていないのに、地方自治体が条例を制定すること自体が間違っている。(大人5件)	
12	憲法があり、子どもも生まれたときから権利の主体であると思えば、あらためて条例を制定する必要があるのか疑問。(大人1件、子ども1件)	
13	子どもの権利条例は必要ない。児童憲章だけで良い。(大人1件)	
14	日本は子どもの権利条約を結んでおり、それを守ればよいのであって、新しく条例を作る必要はないと思う。(子ども2件)	

15	現実離れした、きれいごとばかりのように感じる。(大人2件)	子どもが、毎日を自分らしく生き生きと過ごし、自立した大人へ成長・発達していくためには、「いじめや虐待などを受けない。」「自分の意見をきちんと伝えられる。」など、子どもの権利が保障されることが大切です。子どもの権利を行使する経験を通して成長・発達し、自我も確立されていくと考えています。
16	自我も確立してない子どもに、自分らしく生き生きとした子ども期が過ごせるか。「自分で考え判断し、自立した大人へと成長・発達していくことが保障されます」と言えるか。「子どもにやさしいまちづくり」も具体性がない「甘い言葉」である。(大人1件)	
17	教師による体罰等が表面化せず把握されていない現状で、条例を制定しても意味がない。親、教育者等への基本的な人間性の尊重に関する教育が必要。(大人3件)	
18	条例を作っても、地域の子どもを大人一人一人が守り育てる実践が行われなければ、何の意味もない。(大人1件、子ども1件)	
19	家庭や学校の教育力の低下が問題であり、もっと時間をかけ、市民に理解をさせることにより解決が図られるものと確信している。(大人1件)	
20	子どもの権利ではなく、まずは、「親の愛情」「親の義務」といったものを徹底すべき。(大人7件)	家庭、学校・施設等で子どもにかかわる保護者や職員をはじめとした市民に、この条例の理念の普及を図り、市民及び市が一体となって子どもの権利の保障に向けた取組を進めるためにも、条例を制定すべきと考えています。
21	すべての大人が条例を守るとは思えないので、条例を作っても変わらないと思う。(子ども13件)	
22	どこの家庭でどのような問題が起きているか把握ができないのであれば、条例を制定しても無意味だと思う。(大人1件、子ども3件)	
23	教育者や市民の意識が変わるとは思えない。(子ども2件)	
24	未成熟な子どもには権利を教える前に、教師や親などの大人が、大人に育っていくための義務(社会のルール)を教え、導くことこそ必要。(大人8件)	市民全体が、この条例の理念を理解し、子どもの権利の保障を進めることが必要です。このことから、条例では、市が、大人による子どもの権利についての学習等を支援することや、家庭、育ち学ぶ施設、地域での大人の役割等を規定しています。
25	子供のうちに厳しく教育・しつけをし、一人前に育てることが大人や世間の義務である。(大人4件)	
26	「権利と権利の調整」「子どもは自分の判断に基づいて権利を行使する一人の人間」などについて、小さいうちは、善悪を理屈でなく身体で覚えさせることが必要である。子どもは未発達な状態であり、大人(親と教師)の指導、監督が必要である。(大人2件)	
27	虐待には、青少年保護育成条例を作り対応すること、子供たちを取り巻く諸問題には、家庭の教育力向上のための施策が必要。まず大人に育っていくための義務、社会のルールを教えることこそ必要。(大人1件)	
28	各個人の人格は、小さな子どもにもあると思うが、自立していないのに、権利を主張するのはおかしい。(大人1件)	
29	親や学校等の施設が、子どもの人権を奪っている対象のように見え、現状分析が足りない。ときには子どもの意見を無視し、強制的にやらせることも必要で、それを権利の侵害だと言われては、子育てなどできない。(大人1件)	子どもの権利は、誰もが生まれながらにある権利です。大人には、子どもの最善の利益の観点から、子どもの権利の保障を進める責任があります。社会のルールを身につけることは、子どもの成長・発達の上でも大切なことであり、そのための大人の適切な指導ももちろん必要です。その際に、大人の意向と子どもの意向が異なることも考えられますが、十分な説明と対話によって子どもの理解を得ることが必要です。 また、子どもの権利条約でも規定されていますが、ご指摘のような適切な指示、指導などの支援を行う大人の責任を明確にするため、第4章第1節「家庭における子どもの権利の保障」において、子どもに対し、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」趣旨を追加して定めています。

30	大人が安心して暮らせるまちづくりがあっはじめて、子どもの家族での幸せがある。(大人2件)	子どもの幸せのためには、家族での幸せは大切ですが、大人が安心して暮らせるまちづくりが、子どもにとって幸せであるための十分条件とは限りません。大人だけではなく、子どもの視点が変わることによって、すべての人が安心して暮らせるやさしいまちになると考えています。
31	罰則や具体的な禁止事項、違法行為が規定されていないほか、誰がどのように子どもの権利を守るのか、その担保がまったく盛り込まれておらず、条例とはいえない。(大人1件)	この条例では、第4章「生活の場における権利の保障」において、虐待及び体罰を明確に禁止しているほか、子どもの権利の保障を進めるための市民及び市の役割を様々な箇所で規定しています。個別の罰則規定は設けていませんが、この条例の理念を正しく理解していただくための広報・普及に努めていきたいと考えています。
32	条例を制定しても、教育現場に混乱をもたらすだけ。「豊かな人権感覚」よりも「豊かな感受性や知性、人間性」の方が大切。一般的な人権について広く啓蒙する方が先で、子供の人権が全ての人権より優先するというような論調には違和感を強く感じる。条例は我々が求める子供の姿とは大きな隔りがある。(大人1件)	子どもの人権が他の人権に優先するというのではなく、未成熟な子どもの人権は、大人によって侵害されやすいといった危険性を常に秘めていると言え、大人が子どもの権利の保障を進めるという意識を常に持つことが大切であると考えています。 また、子どもは、子どもが持つ権利を正しく学ぶことによって、他の人の権利も尊重することのできる豊かな人権感覚を身につけることができると考えています。
33	この条例を根本的に見直し、育成条例を制定すべきである。(大人1件)	「北海道青少年保護育成条例(平成19年4月1日より「北海道青少年健全育成条例」に名称変更)」は青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的とするもので、「子どもの権利条例」は子どもが自分らしく生き、伸び伸びと成長・発達することができるよう、子どもの権利の保障を進めることを目的とするものです。
34	青少年の健全育成のために深夜の外出制限などを定める道の条例と逆行するような条例である。必要なものとは思えない。(大人1件)	
35	子どもを守り育てる環境等について論ずる前に、未成年者に対する環境を見直すことが重要。書店等で小学生でもアダルトマンガを目にし、買うことができることなどを野放しにせず、「規制」をかけるべきところはしっかりかけてほしい。(大人1件)	「北海道青少年保護育成条例(平成19年4月1日より「北海道青少年健全育成条例」に名称変更)」において、有害図書類の販売等について規制されています。
36	我がままとしかいえない部分を権利として守ることより、生命の安全や虐待、いじめ、体罰から守るための条例とするなどの方策を検討すべき。(大人1件)	条例で定める権利は、子どもが毎日生き生きと過ごし、伸び伸びと成長・発達していくために大切なものです。いじめや虐待などから守られることはもちろんですが、自分らしさが大切にされることや、日常の様々な場面で、社会に参加することも大切です。このような子ども期の様々な経験は、自立した社会性を身につけた大人への成長にとって欠かせないことであると考えています。
37	権利には義務が伴うことが欠けている。権利ばかりを子どもに与えると、やがて、義務を果たさずに権利のみを主張する大人が増える。(大人6件)	子どもの権利の保障を進めることは、子どもの言いなりに何でも自由にさせることではありません。また、子どもは、権利を行使する際に、他人の権利を尊重しなければならないことや、自分の行動に責任を持つことを学ぶことが大切です。このことから、第2章「子どもの権利の普及」において、この趣旨を正しく理解するための学習等への支援を規定しています。
38	未成熟な子どもに、条例によって権利を保障することは、我がままと助長することになるので反対。(大人8件、子ども5件)	
39	本当の心の教育ができず、権利だけを主張する、頭でっかちの子どもに育ってしまう。(大人2件)	

40	子どもは、ある程度は親の監視のもと、権利を制限されるべきである。条例を制定することで、子どもをつけあがらせることにならないか、不安である。(子ども2件)	子どもの権利は、何かの義務を果たすことの見返りに与えられるものではなく、誰もが生まれながらに持っている大切なものです。子どもが権利を行使するに当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に、権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定しています。
41	子どもは、まだ国民としての義務を果たしていないので、権利は最低限のもので良いと思う。(子ども2件)	また、個別の罰則規定を設ける考えはありませんが、この条例の理念を正しく理解するための広報・普及に努めていきたいと考えています。
42	「正しい判断ができない」子どもなのに、なぜ権利ばかりを主張するのか。義務も明確にし、罰則も明確化してほしい。(大人1件)	
43	子どもに権利などを与えなくても大丈夫なので、もっと試練を与えるべきである。(子ども1件)	子どもの権利が保障されることと、甘やかすこととは違います。子どもは、権利を行使するに当たっては、自分の権利と同じように他の人の権利も尊重することを身に付ける必要があります。大人は、子どもの言いなりになるということではなく、子どもの最善の利益のために、適切な助言等の支援を行う必要があります。
44	子どもに権利を与えると、過保護になるのではないか。(大人1件、子ども3件)	
45	条約には権利行使に伴う制限があるのに、条例にこれらの視点がない。条約は、子どもを厳しい環境から守るためのものであるのに、条例は権利の主張のみしかない。(大人1件)	子どもが権利を行使するに当たっては、「自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重すること」などを、子どもが正しく理解することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に、権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定しているほか、「自分らしく生きる権利」「参加する権利」などでは、必要に応じて、「年齢や成長に応じて」という趣旨の表現を加えています。
46	義務が明確にされず、濫用防止規定もない。権利だけの主張では教育現場等における指導に支障をきたすおそれがある。(大人2件)	
47	子どもたちに対する様々な手助け等のバックアップ体制について、市、区、町内等で、縦割り式に、各学校、PTA、地域、家庭の責任が重くなるようなおそれはないのか。(大人1件)	社会全体のあらゆる場面で、大人には「子どものことを決める場合には子どもの最善の利益を考慮する」などの責任が求められます。なお、子どもにかかわる大人の役割はとても重要であることから、これらの市民に対し必要な支援を行うことを、第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」において規定しています。
48	<p>その他意見等 (大人328件、子ども466件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定することで、子どもの権利が尊重されることは、とても良いことだと思う。 ・条例の制定を早く実現してほしい。 ・子どもに権利があることを大人が理解するためにも、条例の制定は必要だと思う。 ・子どもの自己肯定感、思いやりの心を育てるためにも条例が制定されることを望む。 ・いじめや虐待などから子どもを守るためにも、条例の制定は必要だと思う。 ・未来を担う子どもが、生き生きと過ごし、自らの意思で伸び伸びと育つためにも、条例の制定は必要だと思う。 ・子どもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりを目指すことは、とても良いことだと思う。 ・条例の制定のプロセス及び制定後の様々な議論を通して、未来を作る子どもたちのための制度になっていけば良いと思う。 ・子どもの権利を保障するまちと宣言するこの条例素案に賛同する。 ・子どもの権利条約よりも身近に感じることができるので、条例を作ることはとても良いことだと思う。(子ども) ・札幌市だけでなく、他の市町村にも子どもの権利の理念を広めていくことができると思うので、条例を作ることに賛成である。(子ども) など 	

イ) 素案に関する各種意見 414件 (大人227件、子ども187件)

意見の概要		札幌市の考え方
【子どもの権利と責任について】		
49	自由や権利とともに責任や義務についても理解させるべき。(大人45件、子ども11件)	<p>子どもの権利は、何らかの義務を果たすことの見返りに認められるものではありませんが、権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に、権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定することにしました。</p>
50	「子どもにとって大切な権利」が誤解されないよう、「前文」だけでなく、本文にも「他者の権利尊重」の趣旨を盛り込むと良い。(大人4件)	
51	条例素案には権利ばかりが強調され、行使の際の濫用防止規定がない。憲法や条約にあるようにそれぞれの権利の行使に当たっての条件付けも明文化されることを望む。(大人5件)	
52	子どもは、まだ精神的に未熟なので、制限を設けるべきではないか。将来のことを考えた時、ある程度の自制心を持つことは重要なことである。(子ども2件)	
53	成長の過程で、子どもの行動には少しずつ責任が伴ってくるのだ、というような表現を明記してほしい。(大人1件)	
54	親世代に「人権」という概念が浸透していない日本では、「権利」とそれを行行使すと発生する「義務」について浸透させてから、子どもの権利について考えた方が、子どもたちには理解しやすくなる。(大人1件)	
55	「権利」と「義務」は表裏の関係にあるので、条文中に、例えば「子どもが守るべき決まり」のような一章を設けるべき。(大人1件)	
56	子どもに「権利」を理解させるとともに、「義務」としての「積極的な社会への参加」(親への啓発が必要)と、「社会への貢献」についても言及する必要がある。(大人1件)	
57	子ども自身が取った行動に対して、その責任の重さを教えることを強調するべきだと思う。(大人1件、子ども1件)	
58	小学校低学年のうちから、子どもにもっと社会のルールを学習させるべきだと思う。(子ども1件)	
59	子どもが、何もしなくても権利で守られているという考えを持つようにならないか、不安である。(子ども4件)	

60	<p>「子どもがまっすぐに育つ権利」、「社会人として成功していく権利」を大人が守るものだという意味で、子どもの権利条約の13条や17条のように「道徳」という言葉を入れてほしい。(大人2件)</p>	<p>子どもが権利を行使するに当たっては、「自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重すること」などを、子どもが正しく理解することが大切であると考えています。子どもが社会のルールなどの「道徳」を身につけることは大切であり、子どもの権利の学習の機会等を通して、学んでいく必要があると考えています。</p>
61	<p>「自分らしく」を「自分勝手に」と間違えないように、権利の意味を、きちんと伝えて教えないといけない。親や周りの大人が保護して守っていくからこそ子どもも権利を主張できるということを、もっと前面に出すべき。(大人1件)</p>	<p>保護者をはじめとした大人が、子どもを保護するという視点もとても大切ですが、子どもを権利の主体として認め、子どもの最善の利益は何かを考え、年齢や成長に応じて、適切な支援を行うことも、とても意義があると考えています。このことから、第1章「総則」に加えて、前文においても、大人の役割として「子どもの最善の利益を考慮する」という趣旨などを規定しています。</p> <p>また、子どもが権利を行使する際に、ご意見のようなことが起こらないよう、学習等の支援に努めていきたいと考えています。</p>
62	<p>権利を「自由」や「我がまま」と履き違えることのないように、大人や子どもを取り巻く社会が、きちんと意識をして、かかわっていくことが大切だと思う。(大人2件)</p>	
63	<p>子ども自身の意識が低いと、権利を主張するばかりになってしまう。まずは家庭で、条例について子どもと対話する機会を設けることが必要。(大人1件)</p>	
64	<p>子どもの何割かは、この条例を悪用する心配をしている。この理念は、文化や習慣の基礎になるものなので、教養ある大人づくりとして、大人向けにする方が良いと思う。(大人1件)</p>	<p>子どもの権利は、何かの義務を果たすことの見返りに認められるものではなく、誰もが生まれながらにあるものです。また、権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。条例制定後は、ご指摘のような子どもの権利の濫用や、誤解を生じさせないよう、この条例の理念を広めるための広報・普及に、積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
65	<p>権利に対する子どもの義務というものは未成年という理由で発生しないのか。本来の意図を解していない教師や子どもが、条例を盾に濫用したりするおそれはないのか。(大人1件)</p>	
66	<p>子どもの権利(生きる権利)に、社会的義務が伴わないことが、大人のすべてに理解されなければならないので、第4章「生活の場における権利の保障」のいずれかの項目にこの趣旨を明記すると良い。(大人1件)</p>	
67	<p>大人と子どもの約束だけではなく、子ども同士の約束も作ってほしい。(子ども1件)</p>	<p>この条例のうち、第3章「子どもにとって大切な権利」については、例えば、「安心して生きる権利」の「愛情を持ってはぐくまれること」のように、主に大人と子どもの関係の中において保障されるべきものもありますが、「自分らしく生きる権利」の「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」のように、子ども同士の場合にも言えるものがあります。また、第3章に総括的に規定している権利行使に当たっての考え方は、子ども同士の場合にも当てはまるものです。</p>

68	子どもに対する義務として、歴史を学ぶなど勉強をすること、体を鍛えること、深夜外出を禁止することなどを掲載すべきである。(大人1件、子ども4件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めていくための基本的事項を定めるもので、子どもに対する規制を目的とする条例ではありません。また、「学ぶこと」は、義務ではなく、豊かに生きる上での知識を得るための大切な権利であると考えています。
69	子どもにこの条例を理解する義務があることを、もっとはっきり掲載すべきである。(子ども1件)	理解する義務ということではありませんが、子どもが、子どもの権利や正しい行使の仕方を理解することはとても大切なことであり、第2章「子どもの権利の普及」において、子どもの権利についての学習等への支援を盛り込んでいます。
70	「子どもの最善の利益」について、もう少し触れてもいいと思う。(大人1件)	「子どもの最善の利益」は、大人が子どものことを考える際の基本となることから、ご指摘を踏まえ、第1章「総則」の「責務」のほか、前文にもこの文言を盛り込み、市民全体がこのことを念頭において、子どもの権利の保障に努める旨を規定しています。
71	<p>その他意見等 (大人9件、子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利の主張のために義務が要求されるのは大人の場合で、子どもは元気に生きていることが義務だ。より良い子ども時代を保障するのが大人の義務であり、務めである。 ・子どもの権利ばかりを保障しても、子どものためになるとは思えない。 ・権利より先に義務を教えるべきだという論は、あたらない。子どもの権利を保障したときに、同時に、義務を学んでいくのだと思う。 ・子どもに権利を与えると我がままになるといった心配は全くの誤解で、むしろ子どもに自律と責任感を促すきっかけになる。「子どもの権利」は、今の大人の子ども観への根本的な見直しを迫るものとして賛成。 ・子どもは、自分の考えを持ち判断し、自分の行動に責任を持って行動することが大切だと思う。 など 	
【条例の名称について】		
72	権利を保障するということを明確にする上で、今後も「権利」という文言を入れること。(大人18件)	<p>この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達するために欠かせない子どもの権利の保障を進めることを目的としています。このことから、この条例の理念を明確にするためにも、名称は、「札幌市子どもの権利に関する条例」としてしています。</p> <p>また、この条例では、基本的に常用漢字を用いていますが、「供」については、「従う者」という意があり、「子どもを権利の主体」とするこの条例の理念にそぐわないと考え、平仮名を使用しています。</p>
73	第3章以外はいわゆる大人にかかわる事柄なので、「子ども育成条例」といったほうが良い。(大人1件)	
74	「子どもを大切に作る条例」など市民の身近に感じる表現が良い。(大人1件)	
75	「子どもの人権(=子ども時代に特有の基本的権利=子どもの権利)条例」でも良いと思う。(大人1件、子ども1件)	
76	名称は、「札幌市子ども権利条例」。「子ども」という表記は、漢字と平仮名交じりでよくない。(大人1件)	
77	サブタイトルに、「子どもの権利」の英文である「Children's right(チルドレン ライト)」という言葉を入れて、札幌市が国際的な位置にいることを強調してはどうか。(子ども1件)	

【条例に盛り込む視点について】		
78	学校教育現場とのかかわり、市教育委員会の果たすべき機能、位置づけが不明。また市内の道立高校に考慮が及ぶことを条例の中に明文化すべき。(大人1件)	学校に限らず、これら子どもにかかわる施設等の運営主体は、公立・私立の別等、様々であり、それらを含め、「育ち学ぶ施設」として規定しているため、市内の道立高校にも条例が適用されます。
79	権利の保障が前面に出すぎている。子どもたちが成長するため、親以外の大人と子どものかかわりが大切で、そういう面についても具体的に示していった方が良い。(大人1件)	親以外の大人については、施設関係者や地域で子どもにかかわる市民の役割に関して、第4章「生活の場における権利の保障」に規定しています。
80	権利の保障に関し、家庭や学校などが受け身の立場に立つのではなく、「保護」に名を借りた、行き過ぎた管理や拘束、虐待等を無くしていき、子どもたちができるだけ自由の中で、心身ともに健全な大人に成長していけるよう努める、というように積極的な視点を明確にすべき。(大人1件)	子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくために欠かせない子どもの権利の保障を進めるというこの条例の目的のため、第1章「総則」において、保護者、育ち学ぶ施設の設置管理者等が、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めることと規定するなどにより、ご意見の趣旨を盛り込んでいるものと考えています。
81	大人の努力と責任なくしては子どもの人格の完成は得られない。(大人1件)	子どもの権利の保障を進めるためには、大人が子どもの権利を正しく理解し、生活の様々な場面で、子どもの権利について配慮することが必要です。したがって、この条例においても、前文や第1章「総則」で子どもの最善の利益を考慮すること、第4章「生活の場における権利の保障」において、保護者が子どもの成長・発達に関する第一義的な責任者であること等を盛り込んでいます。
82	子どもの権利は、大人が保障しなければ意味がないので、そちらの視点を重視すべきである。(子ども1件)	
83	子どもたちの権利を、真に尊重することが、子どもの健全な成長を保障するものであることを、明記すべき。(大人1件)	前文において、子どもの権利を大切にすることにより、自立した社会性のある大人に成長・発達していくことにつながるという趣旨を盛り込んでいます。
84	「権利」をうたうに当たって、「自立した社会性を身につけた大人への成長」を積極的に主張していく必要もあるのではないかと。(大人1件)	
85	条例に障がい児のことがあまり盛り込まれていないように感じた。障がいのある子どもや親の意見も条例に入れてほしい。(大人1件)	この条例は、障がいの有無、性別などの違いにかかわらず、子どもが自分らしく伸び伸びと成長・発達していくために欠かせない子どもの権利の保障を進めることを目的としています。また、子どもが様々な理由により差別や不利益を受けることがないような社会の形成に努めることを、第4章第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」に規定しています。
86	特に女の子の権利を充実させて、働くことに誇りを持てる女性を育ててほしい。(大人1件)	
87	世代を超えて受け継がれてゆく日本人の心や生活習慣を子どもに伝えるべきであり、日常の家庭生活の中での伝承を盛り込んでほしい。(大人1件)	この条例では、「子どもにとって大切な権利」として、「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」を規定しています。これは、貴重な財産である札幌独自の文化や雪国の暮らしを学ぶ権利、体感する権利を明確化するものです。子どもたちが、札幌の市民として郷土に誇りを持ち、札幌を愛してほしい、そういう街にしていかなければならないという思いを込めて、権利として規定しています。
88	日本人としての誇り、国を大切に愛する心、国を守る心、故郷を愛する心を入れてほしい。(大人1件)	

89	子どもの権利条約の「前文」を正しく読み解き、趣旨に反しないようにしてほしい。(大人2件)	
90	戦争や児童労働など、条約が採択された歴史的背景が、条例にどれだけ表現されているか、論点の整理が必要なのではないか。(大人1件)	この条例は、子どもの権利条約の理念に基づき、札幌の子どもが置かれている状況に即して、子どもにとって大切な権利やその保障についての仕組みを規定しています。
91	都市に合ったものが盛り込まれていれば、それが特色となり、違った条例になると思う。(大人1件)	
92	子どもの権利を保障する条例を、なぜ今必要としているのか、理由を条例の中に明確にすべき。(大人1件)	条例を制定することによって、子どもの権利の理解が深まり、子どもの参加などに配慮された子どもにやさしいまちづくりが進められます。また、子どもが権利を行使し、参加する経験等を通して、自立した社会性のある大人に成長・発達する環境づくりが進められます。さらに、いじめや虐待などの権利侵害からの救済のための制度を速やかに設け、権利侵害からの迅速で効果的な解決を図ることを規定しています。なお、こうした条例全体の制定趣旨は、前文で表現しています。
93	なぜ、この条例を作ろうとしているのか理解できなかった。虐待をなくすとか不審者から子どもを守るとか、具体的に理由を掲げて訴えたほうがよい。(大人1件)	
94	子どもの権利は、「生きられる権利」「育てられる権利」「守られる権利」「参加できる権利」ではないか。その定義をはっきりしないと、条例全体に影響する。「子どもの視点」とは何か。「子どもにとって必要な、あるいは望ましい視点」ではないか。(大人1件)	ご意見の4つの権利は、ユニセフの考え方による分類です。この条例では、第3章「子どもにとって大切な権利」において、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の4区分で権利を規定しています。また、ここに取り上げた権利が、子どもの権利のすべてではなく、子どもの権利のうち、札幌の子どもにとって特に大切な権利という趣旨で規定しています。
95	子どもを大切にするというのは、あくまでも大人が正しい価値基準を持ってこそ成り立つので、子どもが、自分は何でも正しいと思わせる間違った条例にならないことを望む。(大人1件)	大人が、子どものことを考える際に大切なことは、子どもの最善の利益が何であるかを判断基準にすることと考えています。そして、子どもの最善の利益を判断するに当たっては、子どもの意見を聞くことが必要です。この趣旨を、前文、第1章「総則」の「責務」等に規定しています。
96	子どもの権利を保障していくために、国や政府に向けて、施策づくり、十分な予算の裏付けを要求していくことを加えてほしい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を定めたものであり、条例制定後、より具体的な計画や施策、事業を展開していく中で、必要に応じ、市長会等を通して国に要望を行う場合もあると考えています。
97	札幌市の条例であれば、札幌市独自の権利の項目や、条約で定めのない救済制度などに限定すべき。(大人1件、子ども1件)	子どもにとって大切な権利を考える際には、「子ども委員会」の意見なども参考に、札幌の子どもにとって大切なことは何かを考え、規定しています。このうち、「豊かに育つ権利」に定めている「札幌の暮らしや雪国の文化を学び、自然と触れ合うこと」などは、札幌独特の権利と言ってもよいと考えています。なお、権利侵害からの救済制度については、札幌の実情にあった効果的な制度とするために、調査検討を行った上で、速やかに設けることとしています。

98	子どもの権利条例は子どもが利用するものなのだから、子どもに、この条例に対する改正発議権があるとより良い。(大人1件)	条例の制定、改廃の直接請求権については、地方自治法により、選挙権を有する者にその発議権があり、子どもには認められていません。 なお、この条例では、見直しに関する規定は設けていませんが、第7章「子どもの権利の保障の検証」において、「子どもの権利委員会」を設置することを規定しており、この委員会の中で、子どもの権利の保障の状況を検証することとしています。この委員会の活動等を通して、制定後の様々な状況により、必要に応じて改正を行うことも考えられます。
99	条例の見直しのために改正手続を明確に条文化し、当初は2年以内、その後3年を目途に定期的に改正を行い、子どもの権利の拡充が図られるようにしてほしい。子どもの権利条約の趣旨を理解し、条例が子どもの権利を後退させるような改正を行わないようにしてほしい。(大人1件)	
100	子どもを取り巻くテレビ、本などあらゆるマスメディアについて、俗悪なものを発信した場合の罰則を設けるべき。(大人1件)	最近インターネットなど、情報通信技術の目ざましい進歩により、広範囲に情報のやり取りが行われており、市だけの取組でこうした情報の氾濫を効果的に防ぐことは難しい状況です。なお、国や道において、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「北海道青少年保護育成条例(平成19年4月1日より「北海道青少年健全育成条例」に名称変更)」などが定められており、有害情報等の制限が設けられています。
101	誤った性情報や人権感覚の欠如した偏った情報など、子どもの豊かな育ちに悪影響を及ぼす情報を、メディアなどで流すことに対する罪についての項目も条例に入れてほしい。大人側の規制も必要。(大人1件)	
102	制定した後、子どもたちが自分らしく生き、将来に希望を持って成長できるように、行政、地域、大人たちは、何をどのようにしていくのか、具体的に示していく必要があるのではないかと。(大人9件、子ども33件)	この条例では、家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の役割について、第4章「生活の場における権利の保障」において、その基本的な仕組みを規定しています。また、条例制定後は、第6章「施策の推進」に定める推進計画の策定などにより、具体的な計画や施策、事業を展開していくこととなります。
103	条例ができたなら何が変わるのかについて、具体的に示してほしい。(大人2件、子ども6件)	条例の制定後は、子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を行うとともに、この条例の理念を札幌市全体に広げるための広報・普及に努めていきたいと考えています。このことにより、子どもの権利の理解促進が図られるとともに、子どもの参加が配慮されるなど、子どもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりが進められます。
104	条例に盛り込まれる事柄は、理念的、かつ抽象的。子どもの生の発想と欲求を集約したものであるべき。(大人1件)	この条例の制定過程において、出向き調査や懇談会等、札幌の実態の調査を行ったほか、「子ども委員会」での話し合いの内容等も踏まえて検討していますが、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を定めたものであるため、抽象的な面もあるかと思います。条例制定後、第6章「施策の推進」に定める推進計画の策定などにより、具体的な計画や施策、事業を展開していくこととなります。
105	子どもにとって有益でなければ意味がないと思うので、高校生よりも下の年の子どもの権利がしっかりと守られることを願っている。(子ども1件)	この条例では、原則として18歳未満を「子ども」と定義し、すべての子どもの権利の保障を進めることを目的としています。

106	この条例を、具体的にどのような場面で行使するのが疑問である。(子ども3件)	
107	「必要な支援に努める」ではなく、支援方法の具体案を示すべき。子どもの環境を安心できるものにするための、人と人とのつながりを奨励する支援案が見当たらない。(大人1件)	
108	行政機関が果たす役割、義務、特に 子どもの置かれている現状、 制度施策、 所得保障を含む財政投資について、不明、あいまい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方等を定めたものです。条例制定後、教育、福祉をはじめとする子どもに関する様々な施策を行う際は、この条例を一つの指針として取り組んでいくこととなります。
109	条例素案の「～必要な支援に努める」という表現で、その子どもにかかわる大人(環境・社会)の諸問題に対応できるのか。現場で実際に起こる事柄にどう対応するのか、というところから遡っていくことも、条例が生かされるためには必要ではないか。(大人1件)	
110	抽象的であっては、「絵にかいたもち」になりかねない。学校、保育所、学童保育など、現に存在するものに即して策定してほしい。(大人1件)	
111	世界に通じる条例にするために、子ども自身が自分の意見を主張することを強調してほしい。(子ども1件)	
112	もっと子どもが安心して生活できる趣旨の条例にしてほしい。(子ども5件)	子どもが様々な場面で自分の意見を表明することは、健やかな育ちにとっても大切なことであり、第3章「子どもにとって大切な権利」の「参加する権利」に、「自分の意見を表明すること」を定めているほか、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」に、行政、育ち学ぶ施設、地域で子どもにかかわる市民及び市の役割等を規定しています。
113	未成年者がかかわる事件が起きないように内容を考えてほしい。(子ども1件)	第3章「子どもにとって大切な権利」の「安心して生きる権利」にその趣旨を定めているほか、第4章第3節「地域における子どもの権利の保障」では、市民及び市の役割として、安全で安心な地域についての規定を盛り込んでいます。
114	全体を通して「市」と書かれている点を、項目によっては「市民」と変えてもよいのではないかと。市は率先して行動すべきであるが、心がけるという点では、市民全体が考え行動するべきと思う。(子ども1件)	条例を制定し、子どもの権利について、子どもが正しく理解することを通して、子どもは他人の権利も尊重しなければならないことを学びます。このことにより、犯罪の当事者にならない社会の実現に貢献できると考えています。
115	条例を守らない人が出る場合のために、罰金などを設けるべきである。(子ども10件)	この条例では、市民の役割、市の役割がどちらもともに大切であると考えており、各項目によって、市民の役割、市の役割、さらには、市民及び市の役割という表現を使い分けています。
116	その他意見等 (大人12件、子ども23件) この条例は、将来に向けて子どもを健全に育てていくための、札幌市民の「決意表明」、「宣言」であるべきと思うので、それにふさわしい内容、表現にすべき。 子どもの心は想像以上に複雑なので、無責任にだけはならないでほしい。(子ども) あくまでも、子どもの視点からの条例づくりを進めてほしい。 この条例が制定されて、本当に子どもの権利は守られるのか、この条例は意味があるのか、という部分を、もっと詳しく教えてほしい。 など	この条例では罰則規定は設けていませんが、条例の趣旨を正しく理解していただくための広報・普及に努めていきたいと考えています。

【文章表現について】		
117	文章が長く難しい。市民全体に浸透していくか疑問。子どもが理解できないのではないか。(大人11件)	一般的に、条例で定める事項については、正確性が強く求められるため、表現上の制約がありますが、条例全体に渡っていわゆる「ですます体」を用いるなど、子どもを含めた市民に親しみやすい表現になるよう努めています。今後、条例の解説書やパンフレット等を作成する際にも、分かりやすくお知らせする工夫を考えていきます。
118	すべての子どもが正しく理解するために、条文を子どもでも分かる平易な表現にしてほしい。(子ども22件)	
119	子どものための条例なのに、項目が多すぎるし、言葉が難しい。(大人2件)	
120	例えば「大人」という表現を「親」と分かりやすく記載するなど、行政用語は避け、日常的な用語にすべき。(大人1件)	
121	子どもに分かりやすい文章に直したものを別に作ることを条例の中に入れてほしい。子ども版条例を作るべき。(大人1件)	
122	条例の項目を、子どもに分かりやすいように、具体的に補足してほしい。(大人1件)	
123	「努めること」という表記が多いが、努めるだけでは抽象的なもので終わるおそれがあるので、「すること」と表記するなど、もう少し強い表現に変えるべきである。(大人1件、子ども2件)	例えば、「子どもの権利の保障に努める」を「保障する」とした場合、具体的な場面によってはどのような状態が、子どもの権利が保障された状態なのか、判断が難しい場合があります。また、「普及に努める」を「普及する」としたときも同様です。「子どものことをもっと考えていこう」「今よりもっと普及するように」と常に努力していく意味で、「努める」としています。
124	子ども 子供、障がい 障害と、きちんと漢字で書くべき。(大人2件)	この条例では、基本的に常用漢字を用いておりますが、「供」は語意に、「従う者」という意があり、「子どもを権利の主体」とするこの条例の理念にそぐわないと考え、平仮名を使用しています。また、「障がい」の「がい」につきましては、札幌市では、「身体障害者手帳」などの法令用語や固有名詞などを除き、平仮名を使用するという統一を図っています。
125	「子ども」は「子供」又は「こども」と表記すべき。(大人1件)	
126	子どもに、権利という言葉だけを植え付けているように思える。子どもの権利という言葉を他の言葉に言い換えるべき。(大人1件)	子どもにも権利があるという趣旨を明確にするために「子どもの権利」という言葉を用いています。
127	子どもは未熟であるがゆえに様々な制約があり、十分な責任能力も備わっていないことから、権利の「宣言」ではなく、「市民的な理解の共有・保障」を目的とするこの条例案の趣旨に鑑みて、「子どもの基本権」というような表現を使用する余地はないものか。(大人1件)	
128	その他意見等 (大人1件) ・大人、子どもに分かりやすい文章になっていてよい。	

【制度の実効性について】		
129	「絵にかいたもち」に終わらせないよう、条例制定後の具体的取組が重要である。(大人11件、子ども11件)	この条例を実効性あるものとするため、条例制定後には、第7章「子どもの権利の保障の検証」に規定している「子どもの権利委員会」を設置し、この委員会において、子どもの権利の保障状況を検証していきます。また、第6章「施策の推進」では、子どもの権利に配慮した施策を総合的に推進するための「推進計画」を策定することとしています。
130	条例を作るからには、文章で終わらせるだけでなく、実効性のあるものにすべきである。(大人2件、子ども23件)	
131	条例を作っても、大人がそれを守らないことが考えられるのではないか。(子ども4件)	
132	条例を制定し、地域、教育関係者、親など、大人へ強く働きかけを行い、浸透させてほしい。(大人5件、子ども1件)	
133	学校など教育機関の関係者を始めとする大人が考えていく指針になればよりよい。(大人2件)	
134	条例が制定された後、条例について、理解し、協力いただけるよう、より密なかかわり、情報交換が必要になると思う。(大人2件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を定めるものであり、条例制定後に、具体的な計画や施策、事業を展開していくこととなります。お寄せいただいた様々な提案については、具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。
135	子どもの権利を保障するため、市が率先して、具体的に活動するチームを作って、実施すべき。(大人2件)	
136	この条例を札幌の取組に終わらせず全国へ普及させていく市の姿勢が必要である。(大人1件)	
137	この条例の実施にかかわって、道庁側とのパイプ確立は？市単独では大変だと思う。(大人1件)	この条例は、原則として札幌市内において、子どもの権利の保障を進めることを目的としています。ただ、市立以外の学校・施設が多数あり、また、札幌市民である子どもが、市外の学校等に通学するような場合も考えられることから、市立以外の学校・施設や近隣市町村等に対しても、条例制定に関して周知に努めていきたいと考えています。
138	特に教育への不当な介入をせず、きちんとした予算の裏付けをとってほしい。子どもの生活基盤の安定 - 親の生活の安定 - 社会福祉の充実が前提だと考える。(大人1件)	子どもの参加・意見表明の機会の保障については、例えば、地域の行事等を考えた場合、これまで、大人だけを対象に行っていた行事でも、目的や趣旨が子どもの参加に適するものであれば子どもの参加しやすいものへと工夫していくことなどが考えられます。また、子どもが参加することに対し、それぞれの実施主体の責任において、子どもの参加等の促進に努めていただきたいと考えています。なお、この条例では、特定分野に具体的な財政援助を規定することは適さないと考えています。施策や事業を行う際に、必要に応じ、適切な予算を計上することになると考えています。
139	子どもが地域行事に参加し、学校施設や市の施設を使用して行事を計画するための手続き、予算の裏付けはどうなるのか。(大人1件)	
140	子ども、保護者、教員等により、学校や教育委員会に対する評価を実施することで、子どもの権利条例の実効性が生じる。(大人1件)	子どもの権利の保障状況を検証する機関として、第7章「子どもの権利の保障の検証」に、「子どもの権利委員会」を設置することを規定しています。

141	教育現場で混乱が生じるのではないか。(大人1件)	子どもが一日のうちの多くの時間を過ごす学校は、子どもの権利を考える上でとても重要であり、関係部局や施設関係者との連携の上、子どもの権利の保障に努めていきたいと思います。
142	条例は教育との関係が極めて重要になるのではないか。(大人1件)	
143	規定している権利を具体的に保障してほしい。自由な環境の中で学ぶ小学生と対照的に、中学生は規則と規律にしばられている。また、学力の両極化が進み、学力をつけさせるという学校本来の目的が忘れられている。(大人1件)	
144	学校・教員の理解協力がなく、この条例は機能しない。教育課程に取り入れて、そのことを外部で監視する必要がある。(大人1件)	子どもが、子どもの権利を正しく理解するためには、学校現場での学習も大切になると考えています。今後、その具体的な方法等について、関係部局と連携して、検討を進めていきたいと思います。なお、子どもの権利の保障状況を検証する機関として、「子どもの権利委員会」を設置することを規定しています。
145	その他意見等 (大人4件) ・条例により、子どもの権利を明確にすることは、地域全体で子どものことを考えていくとする姿勢をしっかりと根付かせるきっかけになる。 ・様々な市民の意見を聞いた上で、条例を実効性のあるものにしてほしい。 など	
[その他各種意見について]		
146	制定の時期にこだわらず、色々な角度からの議論が必要ではないか。(大人4件)	条例制定に当たっては、懇談会や出向き調査、意見交換会を実施するとともに、ニュースレター等を通して内容の周知に努めてきました。また、条例素案の意見募集においても、学校や施設関係者、地域で子どもにかかわる取組をされている団体等をはじめ、広く市民の皆様にご意見をいただきましたところ。条例制定後も、子どもの権利の保障について、継続的に検証するための仕組みを設けていきます。
147	札幌の子ども「最善の利益」を守る、この一点で市民が真剣な議論を交わし、市民に協力をすすめる場を提起していただきたい。(大人1件)	
148	条例の制定を一步ずつ進めていってほしい。制定した後に問題が生じた場合は、柔軟に対応すれば良いと思う。(子ども1件)	
149	少子化問題は、安心して子どもを産み、育てる環境がつかれていないことにも起因している。札幌市の条例を今決定する時、行政が先に立って、「やらされている」と感じる条例であれば、市民の理解は得られにくい。(大人1件)	この条例の前文には、子どもの最善の利益の観点を踏まえて子どもと真摯に向き合うことの大切さなどを盛り込んでいます。また、条例制定に当たっては、検討委員会が、出向き調査や懇談会、意見交換会などにより、市民意見や子どもたちの実情把握に努めてきたほか、子ども委員会においても議論するなど、市民参加の条例づくりに努めています。
150	子どもの権利条例は、各自治体で制定するより、「北海道」として制定してはどうか。(大人1件)	条約の理念に基づき、札幌の現状等を踏まえ、市として条例を制定することに意義があると考えています。
151	その他意見等 (大人7件、子ども9件) ・条例は、具体的な施策を進める上で大きなよりどころになるだろうと期待する。 ・条例を早く作ってほしい。 ・子どもの権利を保障するためには、大人を取り巻く環境を変えることが大切である。 ・札幌市の子ども、市民の願いが、素案第3章「子どもにとって大切な権利」に大きく結実しようとしていることを喜ぶ。 など	

ウ) 検討プロセスに関する意見 99件 (大人68件、子ども31件)

	意見の概要	札幌市の考え方
152	市民の意見が広く取り入れられるような条例を、市民の立場に立って作ってほしい。(大人4件)	懇談会や出向き調査、アンケート、フォーラム等により、子どもたちの実情や市民意見の把握にできる限り努め、そうしたことをもとに、条例に盛り込む内容の検討を行ってきました。また、条例素案に対する意見募集についても、約26万部の資料を作成し、市内学校の児童生徒、保護者、関係団体等にご案内したのをはじめ、広報さっぽろや新聞への掲載等様々な媒体によりお知らせし、たくさんの方からのご意見をいただいています。
153	子どもたちが自分たちで安全に生活できるように、「自分たちで考え、つくる条例」であれば、さらに良くなる。(大人1件)	
154	限定された一部の人により制定作業が進められているのではないかと。子どもの意見、聞き取り調査もあったが極めて限定された枠の中にすぎない。(大人1件)	
155	札幌市が権利条例制定に取り組んでいることについて、子どもを持つ親にさえほとんど周知されていない。現段階で条例を制定することは拙速であり、更なる周知と、もっと多くの意見を聴取する努力をすべき。(大人1件)	
156	条約が浸透していない。条約の理念を、全市民にもっと分かりやすく知らせ、広げることが条例制定に先立ってとても重要。(大人5件)	
157	条例の制定過程が市民に伝わるよう、一層努力してほしい。(大人2件、子ども9件)	これまでもパンフレットの配布やパネル展の実施など、条約の普及啓発に取り組んできたほか、条例の制定過程においても、ニュースレターの発行、ホームページでのお知らせ、広報さっぽろ等、様々な手法により広報、普及に取り組んできました。児童・生徒の皆さんにも周知が図られるよう、各学校に対しニュースレターの掲示を依頼しているほか、条例素案の意見募集に際しては、市内の小・中・高・養護学校に資料を送付し、多くのご意見をいただいています。
158	意見の募集期間が1ヶ月間では全く短いと思う。条例制定の経過や内容などをもっと多くの人に知らせながら進めてほしい。制定に当たって、札幌市における、これまでの子どもの権利にかかわる実態、学校現場などにおいて、「子どもの権利条約」が、どう実践され、推進されているかを明らかにしてほしい。(大人1件)	これまでの条例制定過程においては、広報さっぽろやニュースレターの発行、ホームページのほか、フォーラムやパネル展等により広報に努めてきました。募集期間については、札幌市の要綱に基づき、期間を設定しています。札幌市では、意見募集を実施する政策案や参考資料は、原則として、ホームページのほか、主管課である子ども未来局、区役所、区民センター、まちづくりセンター等において閲覧・配布しておりますが、より多くの皆さんからご意見をいただくため、児童会館や図書館等においても配布しました。
159	意見の集約の仕方について、市民や子どもへの周知が少ない。回覧板や広報さっぽろ、新聞等のマスメディアの活用、素案資料を手に入りやすい所に置くなど、広報、PRの方法に工夫が必要。(大人5件、子ども1件)	
160	子どもの権利は、親と子のみならず、地域の方々にも知ってもらわなければならないので、この冊子を全戸配布するなどの努力が必要になるのではないかと。(大人1件)	
161	なぜ、子ども向けだけの学校配布なのか。ぜひ詳しい大人向けの資料も一緒に配っていただきたい。(大人1件)	
161	なぜ、子ども向けだけの学校配布なのか。ぜひ詳しい大人向けの資料も一緒に配っていただきたい。(大人1件)	

162	条例の普及に教育委員会との連携が必要。(大人2件)	<p>これまでも、懇談会や出向き調査、フォーラム等の開催のほか、ニュースレター等を通して、条例の内容の周知に努めてきました。また、条例素案の意見募集においても、学校や施設関係者、地域で子どもにかかわる取組をされている団体等をはじめ、広く市民の皆様に資料を配布し、ご意見をいただきました。今後とも、学校現場を所管する教育委員会を始め、様々な部局と連携し、条例の普及に努めていきたいと考えています。</p>
163	学校などの育ち学ぶ施設、PTAを始めとする関係機関、関係団体、地域への理解を深めるような取組を徹底すべきである。(大人6件、子ども1件)	
164	本条例の必要の可否については、もっと早い時点で市議会に諮るべき。(大人1件)	市議会においても、様々な機会を通して議論いただいています。
165	「市民論議が不足している」のを補うため、条例案発表後、市民アンケートを実施してはどうか。(大人1件)	ご意見のとおり、子どもの権利に関する市民への理解度を把握することは意義があることから、今後、市民に対するアンケート等の実施について検討していきます。
166	「子どもの視点に立った情報発信」を掲げていながら、子ども委員は小学校5年生以上で構成されており、10歳以下の子どもたちの意見を取り入れておらず、ただ形式のみを整えようとして見える。もっと時間をかけて練り上げる必要を感じる。(大人1件)	<p>子どもの意見を取り入れる方法は様々あり、今回の条例制定においては、「子ども委員会」において、「子どもにとって大切な権利とは何か」や「権利の侵害からの救済」について話し合いを行い、これを条例づくりの参考としました。なお、子ども委員会の取組内容は、議論内容をまとめた「子どもの権利提案書」やホームページ等を通して、ご覧いただけます。</p> <p>また、素案に対する意見募集においては、子ども用のパンフレットを作成し、小・中学生に配布するなど、できるだけ子どもの意見を取り入れる工夫を行ってきたところです。</p>
167	条例づくりについて、もっと子ども自身が参加できるよう工夫すべきである。(子ども4件)	
168	子ども委員会がどのようなことをしているのかわからない。(子ども3件)	
169	子どもの権利の問題に子ども自身が参加することや、委員などに役割が与えられ、主張することはおかしい。(大人1件)	<p>この条例を制定するに当たり、子どもの考えを参考にするのはとても大切なことと考えています。このことにより、条例制定に対する子ども全体の関心を引き起こすことや、子ども自身が自らの権利や責任について考えるきっかけにもなると考えています。</p> <p>また、意見を聞くということは、その意見にそのまま従うということではありません。子どもの最善の利益を考え、年齢や成長に応じて判断することが、大人に求められることと考えています。</p>
170	小学生など未成年の意見を参考にすべきなのか。(大人1件)	
171	<p>その他意見等 (大人33件、子ども13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの市の条例制定にない、多くの子どもや保護者の意見を聞くことの姿勢を評価する。 ・条例づくりが、これまでになく市民に開放され、直接、間接に市民参加が実感されたことが評価できる。第3章にも子ども委員会の提案が生きている。 ・議会と市民が一体となってこの条例を制定することが必要と考える。 ・子どもの意見を取り入れて条例の内容を検討していることは、良いことだと思う。 ・子ども委員会の活動はとても良いことだと思う。(子ども) など 	

エ) その他感想等 1,079件 (大人138件、子ども941件)

	意見の概要	札幌市の考え方
172	新たな条例によりどの程度の支出増が見込まれるのか、または支出削減されるのかが不明である。現行法令に基づき行っている業務との優劣関係が不明。(大人2件)	この条例では、特定分野に具体的な財政援助を規定することは適さないと考えています。施策や事業を行う際に、必要に応じ、適切な予算を計上することになると考えています。また、条例は、法体系上においては、法律より下位に位置しており、現行の法令に抵触しない限りにおいて有効です。
173	環境の整備の保障のための予算の拡大を考えてほしい。(大人2件)	
174	子どもたちが自分たちの思いや考えを提案する場を設け、様々な経験や学ぶ機会を提供できるよう、地域や行政等の取組が大切。(大人3件)	この条例では、第3章「子どもにとって大切な権利」に「参加する権利」を、さらに、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、行政、育ち学ぶ施設、地域等における子どもの参加の促進等を規定しています。この条例の制定により、様々な場面で、子どもの参加・意見表明の機会が拡充するよう努めていきたいと考えています。
175	子どもの参画を促進することが最も重要な課題である。参加の経験を繰り返し、大人になった時、まちづくりの担い手に育っていくと思う。(大人1件)	
176	子ども自身が自由に発言できる場を作り、育てていくことが大切である。(大人1件)	
177	条例素案のように、子どもたち一人一人が意見をもち表明することができれば素晴らしいが、それができない子どもが多いというのが現状。(大人1件)	
178	異年齢が共に過ごすことで、目上を敬う気持ちや、小さいもの、弱いものに自然と愛情を育む心を、大人が教えていくべきだと思う。(大人1件)	
179	子どもの権利は、確かに大切であるが、少子化対策のために、その子どもが生まれやすい環境(小児科の充実等)を整えることも、もっと重要だと思う。(大人1件)	この条例は、札幌の子どもにとって大切な権利を規定するとともに、子どもが生活する様々な場面における権利の保障を定めるものです。少子化対策については、「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画(さっぽろ子ども未来プラン)」に基づき、実施しています。
180	「障害者自立支援制度」の施行により、ますます、障がいのある子どもに対する差別や不利益を受けることになるのではないかと。(大人2件)	障害者自立支援法の趣旨は、障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要なサービスにかかわる給付その他の支援を行うことにより、障がいのある方の福祉の増進を図ることにあります。その意味からしますと、この制度が差別や不利益につながるとは考えておりません。

181	参考資料として、関係機関、施設、制度などの一覧表を付して公布し、その徹底を図るべき。(大人1件)	<p>素案資料については、できる限り多くの人が読みやすいよう、資料の量が極端に多すぎないように抑えながら、条例制定の目的や意義についての要点を掲載しています。条例制定後は、いただいたご意見の趣旨も参考にし、広報・普及に努めていきたいと考えています。</p> <p>この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方、理念等を定めたものであり、条例制定後、教育、福祉を始めとする子どもに関する様々な施策を行う上で、この条例を一つの指針として取り組んでいくこととなります。</p>
182	子どもの権利条例に基づき、学童保育所に対する支援を充実してほしい。(大人3件)	
183	児童の健全育成を担う「児童会館」について、「子どもの権利」として札幌市の条例なりに最低基準を設けるなど法的な後ろ盾を整備してほしい。(大人1件)	
184	子どもを育てる親で、子育てに悩み自信をなくしている方も多くいるようなので、子育ての支援や相談窓口も適切に設置してほしい。(大人1件)	
185	条例を制定するだけでなく、保育園、児童会館、学童保育などについて、どのような保育が望まれているのか、保育の質の部分についても、目を向けてほしい。(大人1件)	
186	障がいのある子どもたちへの支援を、金銭面も含め拡大してほしい。(大人1件)	
187	子どもたちのためにという目的をもって条例を制定するのであれば、空き教室が目立つ学校施設の有効活用を考えてほしい。(大人1件)	
188	いじめ等で学校に通えなくなったケースも多々ある。フリースクールのように、そういった子どもたちを支援していく施設も必要だと思う。(大人1件)	
189	教育環境諸施策等の充実を望む(私立高校の助成、就学援助等)。(大人3件)	
190	この事業のために、無駄な税金を浪費しないように、常に経費等を公表してほしい。(大人1件)	<p>札幌市では、全予算事業を評価の対象として、「行政評価制度」を実施しています。この制度では、施策や事業の取組状況や経費等を公表し、市政運営の現状や課題、さらに見直しの検討過程を市民の皆様に積極的に情報提供しています。</p>

191	パンフレットは、少し難しく、分かりにくかった。(子ども19件)	<p>この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方、理念等を定めたものであるため、やや抽象的な内容も含んでいます。</p> <p>素案資料については、できる限り多くの人に読みやすいものとするため、資料の量が極端に多くなりすぎないように抑えながら、条例制定の目的や意義についての要点を掲載しています。また、子どもにも理解しやすいようイラストを用いた子ども向けの資料も作成しました。</p> <p>条例制定後、パンフレットなどを作成する際にも、いただいたご意見などを参考に、分かりやすいものとなるよう努めていきたいと考えています。</p>
192	「子どもの権利条約」の訳文も参考につけてほしい。(大人1件)	
193	全体的に、活字が多く、難しい感じがする。イラストやイメージキャラクターを使うなど、見やすさ、読みやすさに工夫があれば、もっと興味をひき、大人も感心を持って目を通すと思う。(大人2件)	
194	もう少し分かりやすく書いてほしい。パンフレットだけではなく、もっと積極的にアピールした方が良いのではないかと思う。(大人3件)	
195	分かりやすい文になっていて良いが、キャッチフレーズ的なものがあると、子どもも理解しやすい。(大人1件)	
196	権利を保障するための、具体的な仕組みや相談窓口等も記入してあったほうが良い。(大人4件)	
197	子ども向けのパンフレットの記載には多くの事項が割愛されており、素案の全体構造や内容がなかなか理解できない。(大人1件)	
198	パンフレットの字を大きくしたり、もっと絵を入れるなど、子どもが読みやすい工夫が必要だと思った。(子ども10件)	
199	低学年用のパンフレットを作ってほしい。(大人3件、子ども10件)	
200	もっと実例を使うと分かりやすくなると思った。(子ども1件)	
201	保護者用の記入用紙は封をするようになっているのに、子ども向けはそのまま回収というのはどうかと思った。(大人1件、子ども1件)	
202	<p>その他感想等 (大人94件、子ども900件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、学校、親、地域が、どのように子どもにかかわり、どうやって子どもたちを守っていくのかを、話し合う機会が持てると良いと思う。 ・この条例は、子どもの権利を保障するための大人の責任条例であると思う。 ・今回の条例案は、今の子どもたちとその保護者や指導者へ向けてのメッセージであると強く感じた。 ・子どもの権利や条例のことがよく分かった。(子ども) ・子どもはたくさんの権利があることが分かって、驚いた。(子ども) ・子どもが安心して生活できるまちになるように、大人に頑張ってもらいたい。(子ども) ・この取組が札幌市だけではなく、ほかの市町村や世界にも広まってほしい。(子ども) ・子どもの権利を保障する役割を家族にも教えて、心がけていきたい。(子ども) ・世界の中には、戦争に狩り出されたり、餓死するなど、とてもつらい環境で生きている子どもがいるので、その状況が改善するよう、様々な取組を行うことが必要だと思う。(子ども) ・最近、子どもが狙われる事件が多いので、その対策をしっかりと行ってほしい。(子ども) ・もっと伸び伸びとした学校生活を送れるように工夫してほしい。(子ども) ・公園など子どもが遊ぶ場所を増やしてほしい。(子ども) ・大人は、もっと子どもの話を聞いてほしい。(子ども) ・体育館や図書館、動物園などの施設をもっと増やしてほしい。(子ども) ・将来の夢を実現するために、大人は支えてほしい。(子ども) など 	